

徳山市、新南陽市、熊毛町及び鹿野町の廃置分合に伴う議会の議員

平成15年4月1日
徳山市告示第67号
新南陽市告示第20号
熊毛町告示第38号
鹿野町告示第36号

平成15年4月21日から、徳山市、新南陽市、熊毛町及び鹿野町を廃し、その区域をもって周南市を設置することに伴う同市の議会の議員の定数に関して、地方自治法（昭和22年法律第67号）第91条第7項の規定により、別紙のとおり徳山市、新南陽市、熊毛町及び鹿野町協議の上、定めたので同条第8項の規定により告示する。

徳山市長 河村和登

新南陽市長 吉村徳昌

熊毛町長 大田良充

鹿野町長 岡林久熊

(別紙)

徳山市、新南陽市、熊毛町及び鹿野町の廃置分合に伴う議会の
議員定数に関する協議書

平成15年4月21日から、徳山市、新南陽市、熊毛町及び鹿野町を廃し、
その区域をもって周南市を設置することに伴う同市の議会の議員の定数につ
いて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第91条第7項の規定により、下
記のとおり定めるものとする。

記

周南市議会議員の定数は、34人とする。

平成15年3月26日

徳山市長 河村和登

新南陽市長 吉村徳昌

熊毛町長 大田良充

鹿野町長 岡林久熊